

仕様書

「もう一度みたい名講義 放送大学アーカイブス」の制作業務

1. 業務概要

放送大学学園（以下、「学園」という。）の「放送大学アーカイブス～もう一度受けた名講義～」（以下、「番組」という。）の制作を行う。

番組では、過去に放送された名講義を今改めて紹介することで、本学園の意義を伝え認知度の向上を図る。

取り上げる「授業科目」の選考は学園が行い、請負事業者は、当該計画に基づき、学園ディレクター等と共同して番組制作業務を遂行する。

2. 番組の視聴対象者

放送大学学生及び教職員、一般視聴者

3. 請負期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

4. 制作する番組の種別等及び本数

番組種別	番組概要	放送形態	制作 予定本数
特別番組	平成6年～平成11年までに放送されたTV授業科目の中から選抜して、1科目あたり44分で放送する。番組冒頭に新規に講師の紹介を行い、可能なら関係者、講師などのインタビューを加えた上、かつての授業科目「名講義」を丸ごと伝える。	TV	10本

5. 番組制作業務の具体的内容、手順

1) 番組の構成業務

請負事業者は、当該番組担当ディレクター（以下、単に「ディレクター」という。）を手配し、ディレクターは、学園ディレクター等が作成した企画案に基づき、番組の構成業務を行う。

2) 番組タイトル映像、音楽

番組タイトル(映像・音楽)は既存のものを使用する。

3) 著作権等の権利処理業務

本番組において、学園の過去の「授業科目＝既制作映像」を使用するため著作権等の権利処理が重要である、請負事業者は、学園の番組利用に支障をきたすことのないよう計画的に適切に権利処理を行う。（別紙「著作権について」を参照のこと。）

4) 学園の既制作映像「授業科目」の複製、再編集業務

番組制作において、請負業者は、スタジオ収録に先立ち、正しく権利処理を行った学園の既制作映像「授業科目」（D-3VTR）を、学園ディレクター等を通じて貸出しを受け、デジタルコピーを行い、複製後、返却する。貸出した映像を再編集する場合、「4）映像編集業務」の手順に準じて再編集を行う。

5) スタジオ収録業務

請負事業者は、学園制作スタジオ等において、学園ディレクター等と共同して番組冒頭の「科目紹介」「講師紹介」などの収録業務を行う。請負事業者は、①～②の業務を行う。スタジオ収録は1ヶ月当たり平均1回程度実施し、うち、ヘアメイク及び化粧については、収録1回当たり1～2名について実施するものとする。

- ① ヘアメイク及び化粧担当者を手配し、収録日に司会者、講師、等の番組出演者のヘアメイク及び化粧を行う。
- ② ディレクターは、番組の構成、演出内容を確認、調整の上、学園収録スタッフ（学園ディレクター、スタジオ運行技術要員、司会者等）との技術打合せに出席する。

6) 映像編集業務

番組制作において、請負事業者は、①～④の業務を行う。

なお、本編集を行う編集スタジオ等については、学園から公共交通機関等を利用して2時間以内の距離にあるものの中から適切なものを請負事業者が手配することとする。

- ① 請負事業者が、収録した「スタジオ映像」と学園が貸与した「既制作映像」複製済ディスクから編集用ディスクへのオフライン編集を行う。
- ② オフライン編集済データを学園に納品し、学園ディレクター等による内容確認を受ける。
- ③ 学園ディレクター等の立会いのもと請負事業者が手配した編集スタジオ等において必要なテロップ、音楽等を挿入し、本編集を行う。本編集 XDCAM は、学園が提供するものを使用する。本編集用ディスク 1ch には編集素材の整音済みの音声を入れ、2ch には音楽等の整音済みの音声をモノラルミックスして入れる。
- ④ 本編集済みの編集用ディスクを学園に納品し、学園スタジオで完プロ作業を実施する。

7) 放送用台本作成業務

請負事業者は、「放送大学アーカイブス」にかかる放送用台本を作成する。放送用台本については、原稿が完成した時点で学園に提出（データ可）する。学園ディレクター等の確認を受けながら、適宜、台本の校正作業を行い、学園に納品する。

8) テロップ、パターン制作業務

請負事業者は、学園の発注内容に従い、テロップ、パターンの制作を行う。一般に文字フォントは基本的に著作物性を有しないが、一部、独創性・美的特性を有するものについては著作物性が認められる可能性があることから、請負事業者は、この点に配慮し、制作したテロップ、パターンの放送等への使用に支障が生じることのないよう適切な措置を講じた上で制作するものとする。

6. 学園への納入物品の取扱い

収録、編集作業を完了した収録用テープ、編集用テープ等は、総務部広報課に納品し、学園職員による検査を受ける。請負事業者への連絡等が必要なものについては、学園ディレクター等が内容を確認の上、連絡、回答を行う。納入物品ごとの納入期限等については下表のとおりである。

なお、当該物品の納入遅延は一切認められないので、請負事業者は、納入物品ごとに定められた納入期限を遵守できるよう必要な手立てを講ずること。

	納入物品		数量	請負事業者 納入期限	学園プロデューサー等による 内容確認結果回答日	備考
	種別	媒体				
1	スタジオ 収録済ディスク	XDCAM	使用し た分 すべて	学園が指定 する日	—	
2	オフライン編集 済 データ	データ等		本編集作業日 の2日前	本編集作業日 の前日	媒体について は応相談
3	本編集済 ディスク	XDCAM	2本	完プロ収録日 の前日	完プロ収録日	テロップ有版・無版 の2種を納品
4	テロップ・ パターン	データ	1式	本編集作業日 の2日前	本編集収録日 の前日	
5	放送用台本	データ等		スタジオ収録日 の2日前	—	

7. 番組制作業務完了の報告

請負事業者は、番組完成後「番組制作業務完了報告書」を作成し総務部広報課に提出し、学園職員による検査を受ける。1ヶ月に複数本の制作を行った場合は、1ヶ月分をまとめて作成するものとする。

8. 請負代金の請求・支払

請負事業者は、前項の検査完了後、請負代金を学園に請求する。学園は、請求書受理後、学園が別途指定する期日までに財務部経理課から支払うものとする。

9. 当番組に参加する要件として

- 1) 会社として過去1年間に制作した教育や文化、学問研究に関わる番組の制作本数10本以上
- 2) 担当予定者が過去1年間に担当した教育や文化、学問研究に関わる番組の本数3本以上
- 3) 権利関係に関する部署があるか、又は担当者がいること。
- 4) 過去1年間に番組に関する著作権処理手続き、10件以上

10. その他

- 1) 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負事業者の責任において履行するものとする。
- 2) 本仕様書の解釈または本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、学園と請負事業者とで協議の上処理する。また、本仕様書を変更する必要がある場合は、学園と請負事業者とで協議し、双方が合意した場合に、これを変更するものとする。

著作権について

放送大学の番組制作に伴う著作権に関する事項は、次のとおりです。

1. 番組制作に伴い発生した著作権及び番組の所有権は、放送大学学園に帰属します。
2. 番組制作に必要な一切の権利処理は、請負事業者の責任と費用負担において行ってください。
ただし、音楽著作物の放送使用及び番組テーマ音楽についての権利処理は、放送大学学園が行います。
3. 番組は、放送大学学園の著作名義で公表します。
4. 番組は、必要により改変して使用することがあります。
5. 出演者及び番組に使用する著作物の権利者に対しては、「承諾書」の内容について許諾を得てください。（権利者の著名・捺印が必要です。）
6. 商業用レコードは、使用しないでください。音楽を使用する場合は、業務用レコード（フリーミュージック又はライブラリーミュージック）を使用してください。
7. 番組に使用した著作物については、以下の書類を放送大学学園広報課に提出してください。
 - ①音楽については、「使用曲目報告書」
 - ②音楽以外の著作物については、「著作物使用報告書」及び著作権者の署名・捺印された「承諾書」の原本
 - ③出演者については、署名・捺印された「承諾書」の原本